

感染症対策
0157編(改訂)
ケース②

Bグループ

1

ケース② 3歳 男児

○月1日 今朝から腹痛、下痢2回があり、受診をしました。感染性下痢症も念頭において、2次感染予防を指導し、加療しました。

○月2日 血便となり、再受診しました。脱水症状を伴っていたので、入院させ、便検査を行い、点滴を開始しました。

○月4日 便検査で腸管出血性大腸菌O157が検出されたため検査室より連絡を受けました。そこで、主治医は管轄保健所へ感染症の届出を行いました。

質問①:届出を行う前に確認すべきことは?

2

ペロ毒素の検出が確認されました。

質問②

- ・届出用紙を作成しなさい。
- ・届出が必要な感染症と根拠法令、届出内容を列挙しなさい。

4

キーワード③

- ・二次感染予防
- ・感染症法に基づき、保健所へ届け出たので家族も保健所の指導を受けること

7

キーワード①

- ・細菌検査の確認(ペロ毒素の有無)
- ・保健所へ相談
- ・院内感染症対策委員会との連携
- ・家族に同様な症状の者の有無
- ・集団生活の有無

3

母親へ便検査の結果と、腸管出血性大腸菌感染症の説明を行いました。

質問③

母親に説明する内容は?

6

キーワード④

- ・保健所職員の職種と役割

9

キーワード②

- ・感染症新法(1~5類)
各分類の届け出の内容と対応

5

保健所医師Bが主治医から、届け出を受けました。さらに、患児の兄が今朝から下痢をしていること、また、兄弟は同じ保育園に通っていることを把握しました。

質問④

- ・保健所医師Bは所内での情報共有のためにカンファレンスを開きます。どの職種を集めますか?

8

質問⑤

所内会議の席上で、保健所医師Bは感染拡大防止のために何か必要か意見を求められました。

10

キーワード⑤

- ・ 家族検診
- ・ 喫食調査
- ・ 保育園調査
- ・ サーベイランスの把握

11

所内会議で情報共有がされ、役割分担がされました。保健所医師Bと保健師と食品衛生監視員が病院訪問して母親と面接することになりました。兄は朝から下痢を3~4回していましたが、受診をしていませんでした。

質問⑥

- ・ 健康調査、喫食調査の内容を作成しなさい。
- ・ 母親へは何を指導しますか？

12

キーワード⑥

- ・ 感染症対策における保健所の役割
- ・ 健康調査、喫食調査
- ・ 感染拡大防止のための指導
- ・ 2次感染予防指導、消毒指導
- ・ 治療後フォロー終了までのスケジュール（検便など）
- ・ 兄の受診勧奨

13

キーワード⑦

- ・ 友人家族の健康調査
- ・ ファミリーレストランの有症苦情の有無

15

喫食調査から、患児の食事は保育園の給食以外は朝、夕の食事はすべて母親が調理をしていました。4日前に、本家族全員と友人家族5人と一緒に自宅でバーベキューパーティーを行いました。外食は発病1週間前にファミリーレストランで、焼き肉定食を食べた以外にありませんでした。

質問⑦

- ・ 喫食調査から、他に調査すべきことは何ですか？

14

患者の兄以外は無症状でした。母親を含めて、患者家族全員の検便を行いました。父親はサラリーマンで事務職でしたが、母親はパートで総菜屋に勤務し、調理を行っていました。保健所医師Bは母親から、パート勤務を続けることについて相談を受けました。

質問⑧

- ・ 母親のパート勤務についてどう回答しますか？

16

キーワード⑧

- ・ 一般的な腸管出血性大腸菌の就業制限
- ・ 本事例の場合
検便結果が出るまでの指導

17

保健所医師Bは保育園に保健師と食品衛生監視員、環境監視員と一緒に調査に行きました。

質問⑨

- ・ 何を調査しますか？

18

キーワード⑨

- 下痢症の流行の有無を把握する
材料：出欠表、名簿、健康観察記録
- 給食の提供状況を把握する
- 水(ブール、飲料水)の状況

19

母親からの面接情報と、保育園調査情報
をもとに所内会議を再び開きました。

質問⑩

他に確認すべき情報がありますか？

20

キーワード⑩

- 患者の自宅
- 感染源の特定に必要な情報

21

保健所医師Bは母親から、次のような患児
の予防接種についての相談を受けました。
三種混合の1期3回目が予定されていまし
たが、入院によって受けることができなくな
りました。どうしたらよいですか？

質問⑪

どう答えますか？

22

キーワード⑪
予防接種法
(接種対象年齢)

23

Cグループ

感染症への対応

達成される到達目標

保健所の役割について理解し実践する
医療法規・制度を理解し適切に行動できる。

一般目標: GIO→

感染症に的確に対応できるようにするために感染症の発生予防・拡大防止に関わる対策を理解し、
感染症発生時及びその後の対応を身につける。

行動目標: SBOs→

- ① 感染症関連法規を理解する。
- ② 感染症の社会的意義の認識し啓発できる。
- ③ 保健所内での対応を理解できる。
- ④ 当事者への説明・指導ができる。
- ⑤ 人権プライバシーへの配慮できる。
- ⑥ 関係機関との連携ができる。
- ⑦ 保健所の行政権限を理解する。

週間スケジュール	○月○日 月	○月○日 火	○月○日 水	○月○日 木	○月○日 金
午 前	オリエンテーション	所内検討会 関係機関連絡(学校)	サーベイランス	関係機関連絡(福祉施設)	衛生教育
午 後	届出受理・疫学調査・家庭訪問	疫学調査・家庭訪問	食品衛生監視 意見交換会	結核診査会	研修のふりかえり 最終アンケート まとめ

どのような基準で達成とするか		評価する行動目標:SBOs
<p>疾病類型が言える。 届出義務のある疾患等について理解する。 届出書が記入できる。 疫学調査票が記入できる。 サーベイランスの意義を理解し活用できるようになる。</p>	<p>① 感染症関連法規の理解する。 ② 感染症の社会的意義の認識し啓発できる。</p>	

場面	行動目標 SBOs	学習方法(方略)			評価方法						
		指導者、補助者 所長	研修医への学習内容 感染症関連法規の理解する 防疫体制について理解する 届出義務を知る 届出が正しくできる。 感染疑いの連絡に適切に対応できる。 所内検討会に参加する 疫学調査ができる 患者発生の背景を考える 家族・職場・接触者についての視点をもつ プライバイシーの保護	指導医としての指導内容 感染症対策の全体像を理解させる 届出の重要性を理解させる 保健所での対応の全体像を理解させる 疫学調査のポイントを理解させる	注意点 話は簡潔に 他職種・他機関とのコミュニケーションを円滑にする コミュニケーションを円滑にする	学習媒体 資料・プリント 関係法規 資料・プリント 発生届出書 疫学調査票 パンフレット	いつ 場面終了後	どのように評価するか 観察記録 シミュレーション (発生届出書記入) シミュレーション (疫学調査票記入) シミュレーション (疫学調査票記入)	指導医へのフィードバック 意見交換会・最終アンケート		
オリエンテーション	①感染症関連法規の理解 ②感染症の社会的意義の認識と啓発 ⑦保健所の行政権限										
	①感染症関連法規の理解 ②感染症の社会的意義の認識と啓発 ③保健所内での対応 ⑥関係機関との連携	感染症担当者 食品衛生担当者									意見交換会・最終アンケート
疫学調査	②感染症の社会的意義の認識と啓発 ③保健所内での対応 ④当事者への説明・指導 ⑤人権プライバイシーへの配慮 ⑥関係機関との連携 ⑦保健所の行政権限	医師 保健師 食品衛生監視員									意見交換会・最終アンケート
	②感染症の社会的意義の認識と啓発 ④当事者への説明・指導 ⑤人権プライバイシーへの配慮	保健師 食品衛生監視員									意見交換会・最終アンケート
関係機関連絡	②感染症の社会的意義の認識と啓発 ⑤人権プライバイシーへの配慮 ⑥関係機関との連携										意見交換会・最終アンケート
	②感染症の社会的意義の認識と啓発 ⑤人権プライバイシーへの配慮	担当者 所長									意見交換会・最終アンケート
結核診査会	⑥関係機関との連携 ⑦保健所の行政権限	所長 診査委員									意見交換会・最終アンケート
	①感染症関連法規の理解 ②感染症の社会的意義の認識と啓発	サーパーバイランス担当者									意見交換会・最終アンケート

場面	行動目標 SBOs	学習方法(方略)					評価方法		
		指導者、補助者 医師 保健師等	研修医への学習内容 感染予防・人権に配慮など して衛生教育ができる	指導医としての指導内容 内容について助言する	注意点	学習媒体	いつ	どのように評価するか	指導医へのフィードバック
衛生教育	①感染症関連法規の理解 ②感染症の社会的意義の認識と啓発 ⑤人権アドバイザーへの配慮				わかりやすい言葉で話す ように	資料・プリント パソコンなど		実地試験	意見交換会・最終アンケート
	①感染症関連法規の理解 ②感染症の社会的意義の認識と啓発 ③保健所内での対応 ⑦保健所の行政権限	食品衛生監視員	食品監視のしくみについて知り、監視に同行する 食中毒予防について理解する	行政の権限について理解させる	服装・態度に気をつける 余計な発言をしない	資料・プリント 関係書類 食品衛生法規		観察記録	意見交換会・最終アンケート

感染症への対応

Cグループ

1

ケース

- 7月11日みどり小学校2年生の男児が下痢、血便でA医院を受診した。
- #質問:A医院の医師としてあなたは
どうしますか？

2

経過

- 7月10日から腹痛、下痢
- 7月11日、血便が出てA医院を受診し、医師は便培養を検査機関に依頼。抗菌剤と下痢止めを処方した。
- 7月14日、O157が検出されたと検査機関より連絡あり。
- #質問:あなたはA医院の医師として
どうしますか？

4

ポイント

- ベロ毒素の確認
- 届出の必要性はあるか？
- 感染症か、食中毒か？

5

ベロ毒素確認

- 7月15日、ベロ毒素産生が確認されたため、A医師は保健所に電話連絡をした。
- #質問:届出の書類を書けますか？
患者や家族への説明はどうしますか？

6

ポイント

- 経過
- 病名疑い
- 検査内容
- 家族への聞き取り
- 保健所への届出の可能性

3

ポイント

- 届出書が記入できる
- 届出の期限
- 他に届出の必要な疾患は(疾病類型)?
- 感染症予防法について
- 感染症サーベイランスについて
- 患者に届出をすることを説明し、保健所から調査があることの詳細を得る。
- 生活指導

7

届出受理

- 保健所はベロ毒素産生のO157の届出を受理しました。
- #質問:あなたは保健所医師として
何をしますか？

8

ポイント

- 担当者による検討会
- 初動調査に行くスタッフの選定
- 初動調査の項目、内容
- 感染拡大防止の指示
- 調査票が記入できる

9

初動調査(1)

- 家族構成
 本児: 8歳(みどり小学校2年、男)
 父: 40歳(会社員、営業職)
 母: 38歳(あおぞら小学校給食調理員パート)
 姉: 15歳(あかね中学校3年)
 祖父: 75歳(デイサービス通所)
 祖母: 72歳(健康、老人クラブで活動中)

10

初動調査(2)

- 現在、家族全員症状なし(ただし、祖父は胃腸が弱く、よく軟便になる)
- 行動: 子ども二人は昼は給食、朝は母と一緒にトーストと牛乳、夜は祖父母と母と本児と一緒に自宅、和食中心、姉は藝、父は仕事のため別が多い
- 7月3日は両親と子ども二人で焼肉屋で外食した
- 母より、本児の友人二人も下痢しているらしいとの情報あり

11

#質問: 初動調査の結果を受けて、保健所医師として何をしますか?

12

ポイント

- 今後の見通し
- 関係者の検便
- 生活指導
- 関係機関への連絡・調整
- 初動調査の結果を受けて対策会議

13

保健所の対応

- 家族全員の検便をお願いしました。
- 学校への連絡について、了解を得たうえで、学校に連絡することにしました。

#質問: 保健所医師として学校への連絡内容等で注意することはありますか?

14

学校への連絡の注意事項

- 下痢で休んでいる児童の情報(人数、普段との比較について)をもらう。
- プライバシーへの配慮
- 学校医との連携
- 教育委員会との連携

15

学校との連携

- 欠席者の中で、下痢で休んでいる児童は4人で、うち一人が医療機関を受診しているようだ。人数的には普段と変わったところはない。

#質問: 保健所医師としてこの情報を受けてどう判断しますか?

16

ポイント

- 学校給食が原因と考えられるか?

17

二例目の探知と対応

- 7月16日、B病院から、みどり小学校4年生の児童からO157(ペロ毒素陽性)が検出されたと届出あり、初動調査を行った。

#質問: 二例目の探知を受けて、保健所医師としてどうしますか?

18

ポイント

- 二例目の調査
- 一例目との共通性
- 感染源の推定

19

二例目の探知と対応

- 学校は保護者からの連絡を受けて、2例目の発生を知り、学校医に連絡した。
- #質問: あなたは学校医としてどうしますか？

20

ポイント

- 保健所に連絡し情報を得る。
- 過剰反応しないように学校職員に説明
- 生徒の出席についての助言

21

感染源の推定

- 調査の結果、一例目と同じ焼肉屋で7月3日に食事をしたことがわかった。
- #質問: 保健所医師として焼肉屋に対してどうしますか？

22

ポイント

- 従業員の健康調査と検便
- ふざとり検査、食材や保存食の検査
- 当日の客数と有症苦情の有無
- 下痢をしている従業員がいる場合は就業しないよう指導

23

家族の検便結果

- 母、祖父からO157(ペロ毒素産生)検出
- #質問: 検便結果を受けて、保健所医師としてどう対応しますか？

24

ポイント

- 陽性者の対応 (二次感染予防の指導)
調理に従事している場合
ダイサー・ビス利用について
- 人権への配慮

25

検便結果への対応

- 母: 菌が陽性であれば調理の仕事に従事できないことを説明し、調理員の仕事に従事する場合は除菌して菌陰性が確認されてから従事するよう納得してもらった。
- 祖父: 本人あるいは家族に了解を取ったうえで、施設に情報提供し、他の利用者の健康状態を確認するとともに、入浴時など二次感染を起こさない配慮を求めた。

26

この後の対応で

- #質問: あなたがあおぞら小学校の校医であるとして考えられることは？

27

ポイント

- 除菌の確認

28

ポイント

- デイサービスへの通所の可否の決定
- 二次感染防止についてスタッフに指導

30

第2探知例の調査

- 両親と当該児の3人家族
- 7月7日 家族で同じ焼肉店で食事
- 他に第1探知例と共通食なし
- 両親は無症状
- 後日の検便結果
- 両親 菌陰性
- 当該児のみ陽性

31

保菌者と発症者

- 2家族7名の喫食者中3名菌陽性
食中毒の推定
- 1家族喫食のない1名 菌陽性
免疫弱者への2次感染？

32

焼肉店調査結果(最終)

- 他の有症苦情なし
- 食材・食品残なし 細菌検査不能
- ふき取り検査 菌陰性
- 従業員検便 菌陰性

33

ポイント

- 食中毒なのか、感染症なのかの最終的な判断
- 営業者に対してできること(行政権限)
- 学校等と連携し、必要に応じて当事者の相談に応じていく

35

- これらの情報が出揃いました。

#質問:あなたは保健所医師として
どう対応しますか？

34

公衆衛生医に興味がある皆さんへ

あなたならどうする

36

ポイント

- 確証の有無
- 疫学調査の判断
- O-157の市中流通(常在化の実状)
- 食中毒の推定と確定と断定
- 食品衛生法の営業停止・禁止の意味
- 市民の安全確保

37

条件が異なる場合の営業者への対応

- 第2探知例 家族3名全員菌陽性
=喫食7名中5名菌陽性
- 焼肉店 従業者 菌陽性
- 第2探知例 家族3名全員菌陽性
かつ 焼肉店 従業者 菌陽性

38

行政権限

- 医師として処分の判断

39

行政医師の決断と責任

- 毒入りカレー事件
- ハムからのO-157検出
- O-157全国的集団発生時のカイワレ

40

公衆衛生医が 果たさなければいけないこと

- O-157カイワレ事件
- 裁判で負けた しかしなお
- 国民の健康を守るための必要性
- しかしその責任は問われうる

41

問題点

- 疫学の市民権
- カイワレが原因 種の問題 狭い意味の業者責任ではない
- 1回目については営業者の保護のための措置
- 2回目からは食のプロとして知っていないといけない
=広い意味の業者責任

42

Aグループ
テーマ

児童虐待への対応

達成される到達目標

児童虐待について保健所の役割を理解する。
関連法規・制度を理解し、虐待に適切に対応できる。

一般目標:GIO→

行動目標:SBOs→

医師として児童虐待へ適切に対応するために必要な能力を修得する。
(知識)

1 児童福祉法、児童虐待防止法などの関係法規等を理解している。

2 地域の虐待防止のネットワークを理解し、説明できる。

3 行政の関係機関(児童相談所、警察、学校)などの機能、役割を理解し、説明できる。
(態度)

4 虐待は常にあるものと認識する。

5 虐待相談を受ける基本的態度を身につける。
(技能)

6 虐待の発生原因、リスクを理解し、虐待の予防手段(母親学級、乳幼児健診、育児支援、学校、家庭訪問)を実施できる。
7 被虐待児の疑いを診て、通告の必要性等を判断できる。

行動目標 SBOs	どのような基準で達成とするか
③行政の関係機関(児童相談所、警察、学校)などの機能、役割を理解し、説明できる。	虐待の種類が言える。 虐待のリスクファクターが言える。
⑦被虐待児の疑いを診て、通告の必要性等を判断できる。	虐待における医師の役割を認識している。 ケースに応じた連絡方法や窓口を知っている。

週間スケジュール	○月○日 月	○月○日 火	○月○日 水	○月○日 木	○月○日 金
午前	オリエンテーション	3歳児健診	家庭訪問	家庭訪問	ケースカンファレンス
午後	母親学級	GW	施設見学	虐待防止連絡協議会	まとめと評価

場面	行動目標 SBOs	学習方法(方路)		指導者、補助者	研修医への学習内容		指導者としての指導内容		注意点	学習媒体	いつ	評価方法								
		児童相談所のケースワーカー	医師の責務と関係機関の役割を知る		ネットワークに参画する各機関の役割を知る	各行政機関の役割、窓口を知る	ケースと各支援団体との関係を理解する	ケースについて理解する				ケースについて理解する	各行政機関の役割、窓口を説明する	関係法規、制度の説明	社会資源の役割とその活用方法について説明する	各行政機関の役割、窓口を説明する	ケースと各支援団体との関係を説明する	ケースについての特徴を説明する	ケースについての特徴を説明する	協議会に参加させる
オリエンテーション	1	児童相談所のケースワーカー	医師の責務と関係機関の役割を知る	医師、保健師、精神相談員等	ネットワークに参画する各機関の役割を知る	各行政機関の役割、窓口を知る	関係法規、制度の説明	社会資源の役割とその活用方法について説明する	児童相談所の理解を得る	プリント、スライド	GW終了後(火PM)	主に客観試験(論述試験も一部)	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出							
	2	医師、保健師、精神相談員等	ネットワークに参画する各機関の役割を知る	医師、保健師、精神相談員等	各行政機関の役割、窓口を知る	ケースと各支援団体との関係を理解する	ケースについての特徴を説明する	ケースについての特徴を説明する	プリント、ホワイトボード	金曜日PM	口頭試験	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出								
	3	医師、保健師、精神相談員等	各行政機関の役割、窓口を知る	医師、保健師、精神相談員等	ケースについて理解する	ケースについて理解する	ケースについての特徴を説明する	ケースについての特徴を説明する	プリント、ホワイトボード	木曜日PM終了後	レポート	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出								
ケースカンファレンス	2	医師、保健師、精神相談員、関係機関の行政職員等	ケースと各支援団体との関係を理解する	医師、保健師、精神相談員、関係機関の行政職員等	ケースについて理解する	ケースについて理解する	ケースについての特徴を説明する	ケースについての特徴を説明する	プリント	GW終了後(火曜日PM)	シミュレーション・テスト、客観試験	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出								
	4	医師、保健師、精神相談員、関係機関の行政職員等	ケースについて理解する	医師、保健師、精神相談員、関係機関の行政職員等	ケースについての特徴を説明する	ケースについての特徴を説明する	ケースについての特徴を説明する	ケースについての特徴を説明する	プリント	家庭訪問終了後(水・木曜日AM)	口頭試験	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出								
虐待防止連絡協議会	3	医師、保健師、精神相談員、関係機関の行政職員等	各行政機関の役割、取り組みを理解する	医師、保健師、精神相談員、関係機関の行政職員等	各行政機関の役割、取り組みを理解する	各行政機関の役割、取り組みを理解する	協議会に参加させる	協議会に参加させる	参加機関から研修医出席の承諾を得る	プリント	木曜日PM終了後	レポート	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出							
	7	医師、保健師、精神相談員等	関係機関を役割分担を理解する	医師、保健師、精神相談員等	関係機関を役割分担を理解する	関係機関を役割分担を理解する	ケースを紹介し、GW後に解説をする	ケースを紹介し、GW後に解説をする	参加機関から研修医出席の承諾を得る	機造紙、ポストイット、ホワイトボード、PC	GW終了後(火曜日PM)	シミュレーション・テスト、客観試験	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出							
家庭訪問	4	保健師	情報収集の手段や面接方法を習得する	保健師	情報収集の手段や面接方法を習得する	情報収集の手段や面接方法を習得する	同行訪問し、面接後にケース検討を行う。	同行訪問し、面接後にケース検討を行う。	プライバシー保護		家庭訪問終了後(水・木曜日AM)	口頭試験	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出							
	5	保健師	情報収集の手段や面接方法を習得する	保健師	情報収集の手段や面接方法を習得する	情報収集の手段や面接方法を習得する	同行訪問し、面接後にケース検討を行う。	同行訪問し、面接後にケース検討を行う。	プライバシー保護		金曜日PM	レポート	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出							
施設所事業	6	医師、保健師等	ハリスクリューのスクリーニング方法、対応方法を修得する	医師、保健師等	ハリスクリューのスクリーニング方法、対応方法を修得する	ハリスクリューのスクリーニング方法、対応方法を修得する	虐待発生のリスクを理解させる	虐待発生のリスクを理解させる			金曜日PM	レポート	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出							
	4	施設職員	理髪を知る、被虐待児の指置後の状況を理解する	施設職員	理髪を知る、被虐待児の指置後の状況を理解する	理髪を知る、被虐待児の指置後の状況を理解する	施設の概要説明、施設案内、ケースの説明	施設の概要説明、施設案内、ケースの説明	施設職員からの注意事項を遵守する、施設の了解を得る。施設運営に支障をきたさないようにする		金曜日PM	レポート	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出							
施設見学(児童養護施設)	5	施設職員	被虐待児や施設職員とのふれあいから被虐待児への対応を理解する	施設職員	被虐待児や施設職員とのふれあいから被虐待児への対応を理解する	被虐待児や施設職員とのふれあいから被虐待児への対応を理解する	対応のコツ等を説明	対応のコツ等を説明			金曜日PM	レポート	場面終了後アンケートに記入し、最終日終了直後に提出							
	1から7すべて	指導医	習得した内容を確認する	指導医	習得した内容を確認する	習得した内容を確認する	SBO等の達成を確認する	SBO等の達成を確認する	互いに評価する	評価シート	金曜日PM	口頭試験	終了後アンケートに記入し、提出							

1

児童虐待への対応

Aグループ

2

ケース

1月27日 23:00過ぎ
救急外来に両親とともに来院。
4歳男児。右大腿部の火傷
るいそう傾向あり

3

経過

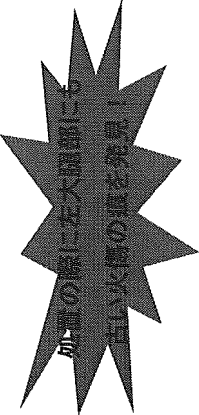
問診、診察、診断、処置
受傷の経過(両親より聴取)
22:30にやかんをひっくり返した
熱傷Ⅱ度

4

ポイント

！ 虐待かも知れないという
疑いを持つ

5



乳いスタンプ帳、お湯のやけどじゃないか？

6

？

★質問 診察する医師として
あなたはどうしますか？

7

ポイント

- ！ 過去に同様なことがないか
(カルテを精査)
- ！ 別の箇所に火傷や外傷の痕がないか
(不自然な場所等)
- ！ 両親の話におかしなところはないか
- ！ るいそう傾向や家族歴の確認

8

経過1

洋服を脱がせて全身の診察をしようとしたら、両親から激しく拒否された。
左大腿部の火傷について訊ねてもお湯をこぼしたというのみである。
過去のカルテを見たところ、1年前と6ヶ月前にも救急外来にかかっていた。
1年前：階段から落ちたことで頭部打撲
6ヶ月前：公園で転んだことで肋骨骨折

9

？

★質問 診察する医師として
あなたはどうしますか？

ポイント

- ！ 身体的虐待・ネグレクトの疑いが強いので追加情報が必要である

10

？

- ★質問 診察する医師としてあなたはどうしますか？

13

？

- ★質問 診察する医師としてあなたはどうしますか？

16

経過1-1

入院を勧めたが両親が拒否し、父親が大声をだして興奮し始め、子どもを連れて帰ろうとした。主治医が引きとめたところ、殴りかかった。病院事務員が警察に通報した。

経過1-1おしまい

11

経過1-2-1

入院を勧めたところしつこく承諾した。

12

ポイント

- ！ 全身の精査
- ！ 院内のケースカンファレンス
- ！ 関係機関への連絡・相談

14

ポイント

- ！ 昨夜の診察の経過を説明し、虐待の可能性を主張し、他のスタッフの理解を得る
- ！ ケースに応じた適切な対応を検討する

17

経過1-2-2

翌朝、急いで全身の検査をしたところ、X線写真で多部位に骨折像、また背中にもタバコの痕のようなケロイドがあった。即座に主治医が院内カンファレンスを召集した。

15

経過1-2-3

カンファレンスの結果、児童相談所へ通告し、警察に通報した。

経過1-2おしまい

18

経過2-1

洋服を脱がせて全身の診察をしようとしたら、両親から拒否された。
左大腿部の火傷について訊ねてもお湯をこぼしたというのみである。
特に過去の情報もなく、処置のあと、帰宅した。

19

94

経過2-2

翌日、市町村および保健所に
当該児童について問いあわせた。

22

経過2-3

兄が未熟児で養育医療を受けていた。
本人は健診未受診であった。
近所の住民から、よく泣き声がすると
の情報により、市町村保健師が訪問
したが両親が受け入れを拒否した。

25

？

★質問 診察する医師として
あなたはどうしますか？

20

？

★質問 何を問い合わせますか？

23

経過2-4

主治医からの連絡がきっかけとなり、
当該児童について
虐待防止連絡協議会が開催される
こととなった。

経過をおしまい

26

ポイント

！ 身体的虐待・ネグレクトの疑いが
残るので追加情報が必要である

21

ポイント

健診情報
家族構成
家族歴
住民からの情報

24

経過の構成

- 経過1-1 1から10まで
- 経過1-2 1から10 + 12から18まで
- 経過2 1から9 + 19から26まで

27

医療監視

テーマ 医療監視
 達成される到達目標 保健医療法規・制度を理解し、適切に行動できる。
 保健所の役割について理解し、実践する。

一般目標: GIO→ 良質で安全な医療を提供するために、法に基づいた立ち入り検査に参加し、その意義を理解する。

行動目標: SBOs→

- ① 医療監視関係法規を理解する。(知識)
- ② 立ち入り検査の項目を理解する。(知識)
- ③ 公正な立場で医療を観察し、改善しようとする態度を養う。(態度)
- ④ 立ち入り検査における不適切事項を挙げるができる。(技能)
- ⑤ 医療安全や院内感染対策などについて改善項目を挙げる事ができ、(技能)

行動目標 SBOs	行動目標 SBOs
① 医療監視関係法規を 理解する。	① 医療監視関係法規を 理解する。
② 立ち入り検査の主要な項目 を理解する。	② 立ち入り検査の主要な項目 を理解する。
③ 立ち入り検査の項目を あげることができる。	③ 立ち入り検査の項目を あげることができる。

週間スケジュール	〇月〇日 月	〇月〇日 火	〇月〇日 水	〇月〇日 木	〇月〇日 金
オリエンテーション	模擬実習(医師法、保健師法、医療法、消防法、労働安全衛生法、院内感染など)	模擬実習(放射線、医薬品、薬理、薬物、立ち入り前カンファランス)	模擬実習(放射線、医薬品、薬理、薬物、立ち入り前カンファランス)	立ち入り検査およびスタッフミーティング	レポート作成
午前					
午後	参考講義		ケースメソッド		医療監視についてのディスカッション

場面	行動目標 SBOs	指導者、補助者	学習方法(方針)				評価方法		
			研修区への学習内容	指導区としての研修内容	注意点	学習媒体	いつ	どのように評価するか	
オリエンテーション	①	指導医	講義	この研修の目的、立ち入り検査の理念を中心とする。	コアカリキュラムを踏まえて	プリント スライド	講義中	口頭試験 コアカリの確認	アンケート記載
	②	医療監視員	講義	具体的な項目とその目的を伝達する。	地域の医療監視状況を告げる。	プリント スライド	講義中	口頭試験 講義内容の確認	アンケート記載
模擬演習	①②③④⑤	指導医	関連する事例を知る。	関連する事例を伝達する。	事例は標準的なものを準備し、模擬医療従事者は標準的な態度で臨む。医療監視員が監視を受ける役割を担う。		実施後	観察記録	アンケート記載
	①②③④⑤	指導医、医療監視員	模擬監視を実施し、不適切な事項と改善点を抽出する。観察監視における不適切な事項と改善点および改善されない場合の想定リスクを挙げる。	研修区に指摘させ法的根拠を示しながら過不足を補い指導する。		模擬書類、スライド(写真、総)、記録用紙、PC(ワープロ)、ホワイトボード OHP シート、OHP	ロールプレイ中	シミュレーションテスト	アンケート記載
ケースメソッド	①②	指導医、医療監視員	不適切な事項と改善点を抽出する。不適切な事項が改善されない場合のリスクを考える。	法則に基づき事項と、基づかないものを弁別しながら正確な事項を抽出する。不適切な事項が改善されない場合のリスクがある。	研修区が不適切な点、改善点を容易に指摘できるように、分野ごとに標準的な事例を用意する。	プリント、スライド(写真、総)、ホワイトボード	ケースメソッド後	論述試験 検査項目と関連法規の理解	アンケート記載
立ち入り前カンファランス	③④⑤	指導医	立ち入り医療機関に関する事前情報に基づいて、重点監視事項を想定する。	立ち入り医療機関に関する事前情報に提示する。重点監視事項の想定を支援する。		前回の立ち入り検査報告書、事前調査情報関係文書、記録用紙	実施後	観察記録	アンケート記載
医療機関立ち入り	③④⑤	指導医、医療監視員	監視に立ち会い、不適切な事項と改善点を予測する。公表前スタッフミーティングに参加し、予測した不適切な事項と改善点を発表する。	医療監視チームに同行させ、文書の精査、実地観察に同行させる。また、検査態度におけるモデルとなる、スタッフミーティングに参加させ、研修医が予測した事項を発表せしめるとともに、実際の指摘・指導事項を知ってもらう。	医療機関に対する直接の指摘・指導は実施させない。医療機関に対する直接の指摘・指導は実施させない。	前回の立ち入り検査報告書、事前調査情報関係文書、記録用紙	実施後	観察記録 レポート	アンケート記載
医療監視についてのディスカッション	①②③④⑤	指導医	医療監視を実施する側と受ける側における改善点を考え発表する。	発表に関して意見を述べ、		ホワイトボード OHPシート、OHP	実施後	観察記録	アンケート記載

医療監視への対応

Bグループ

1

一般目標

良質で安全な医療を提供するために、法に基づいた立ち入り検査に参加し、その意義を理解する。

2

行動目標

(知識)

- ①医療監視関係法規を理解する。
- ②立ち入り検査の項目を理解する。

(態度)

- ③公正な立場で医療を観察し、改善しようとする態度を養う。

(技能)

- ④立ち入り検査における不適切事項を挙げることができる
- ⑤医療安全や院内感染対策などについて改善項目を挙げることができる。

3

達成項目

関係法規と医療監視の関係について概説できる

立ち入り検査の主要な項目をあげることができる。

場面において検査項目をあげることができる。

4

ケース

- 1週間後、S県W市T総合病院に定期の立ち入り検査を行う。あなたはこの検査に同行することになりました。

設問

あなたは、医師として事前にどんな情報を調べようと思いますか。

5

知っておいたほうが良い情報

- 根拠となる法律、検査すべき項目
- 病床種別病床数、診療科目、医師数、など
- 前回の検査結果

設問

立ち入りに関係する法律は？

6

立ち入り検査に係る法律

■医療法

- 医師法、など身分法
- 薬事、食品衛生、…

設問

どんな項目を検査しますか。

7

検査項目

- 従事者数
- 施設設備基準
- 医療安全対策、院内感染対策
- 諸記録

設問

検査チームの中での医師の役割とは

8

検査における医師の視点

- 総括
- 診療録の確認
- 医療安全対策、院内感染対策
- 資格外診療の確認
- 災害時対応など

設問

その他のチーム構成員の役割とは

9

チーム構成員

- 医師以外に
- 薬剤師
- 臨床検査技師、診療放射線技師
- 食品監視員、管理栄養士
- 保健師
- 環境監視員
- 医務担当事務職など

10

現場にて

- まず書類で確認できることを検査します。あなたは、診療録を確認することになりました。

設問

診療録のどこに注意して確認しますか。

11

診療録の確認ポイント

- 医師のサインなど、必要事項の記載
 - 保存管理(期間など)
 - 設問
- 近年、院内感染、医療安全に重点が置かれています。そこで、注意すべき諸記録として何が考えられますか。

12

院内感染、医療安全の諸記録

- 院内感染対策委員会、医療安全対策委員会の議事録、マニュアル、研修記録等を確認する。

設問

次に、院内巡視をします。病棟では何に注意して観察しますか。

13

病棟における主な注意点

- 施設構造、管理(避難路の確保など)
- 病室定員が守られているか
- 院内感染対策、災害時対応に問題がないか
- 衛生状況(換気、採光、感染性廃棄物)など
- 諸記録の整理状況

設問

病棟以外の監視場所は

14

監視場所

- 診察室、X-P室、ナースステーション
- 薬局、調理室、手術室、風呂、トイレなど

設問

検査後はどのような点に注意して指導しますか

15

検査後の指導

- 法的根拠に基づいて指摘する
- 改善点を具体的に指導する

後日、改善がなされたか確認することが重要

16

C グループ
テーマ

精神障害者への対応

達成される到達目標

デイケアなどの社会復帰や地域支援体制を理解する。
保健所の役割(地域保健・健康増進への理解を含む)について理解し、実践する。

一般目標・GI0→

研修医が(一般臨床医としても)精神障害者に適切に対応するために、基本的態度を身につけ、法や社会資源を活用する能力を修得する。

行動目標・SBOs→

- ①精神障害者の保健福祉医療における保健所の役割を理解する
- ②地域支援体制と利用できる社会資源を知る
- ③精神保健における緊急時の対応の仕組みを知る
- ④共感的な態度を取ることができる
- ⑤人権・プライバシー等へ配慮した態度を取ることができる
- ⑥精神相談に対応することができる
- ⑦デイケア、家族会等の行事へ参加ができる

- 知識
- 知識
- 知識
- 態度・習慣
- 技能
- 技能

行動目標 SBOs	どのような基準で達成とするか
①精神障害者の保健福祉医療における保健所の役割を理解する	ケースに応じて入院形態の予測が出来る
②地域支援体制と利用できる社会資源を知る	精神保健福祉社のサービスを列挙し概略を説明できる 社会復帰に係わる機関を列挙しその概略を述べることができる

週間スケジュール	○月○日 月	○月○日 火	○月○日 水	○月○日 木	○月○日 金
午前	オリエンテーション ①	所内講義or現場 ④ ⑤	ケースカンファレンス ⑤	窓口(保健所、市町村等) 所内相談室 ⑥	行事参加 ⑦
午後	管内施設見学 ②	模擬実習 ④ ⑥	作業所、家庭等 ④	事例orケーススタディ ③	研修評価・反省会